

◇羽村市国民健康保険税条例の
一部を改正

国民健康保険事業の健全運営と保険税負担の適正化を図るため、条例の一部を改正する議案が提出され、原案のとおり可決しました。

基礎課税額分は、所得割額、資産割額の税率を変更し、均等割額、平等割額、賦課限度額について改定し、介護納付金課税分について所得割額の税率を変更し、均等割額、賦課限度額を改定するとともに、資産割額、平等割額を廃止するものです。この条例は、平成18年4月1日から施行されます。

◇羽村市下水道条例の
一部を改正

基本使用料について、一般汚水の1月当たりの使用料を「320円」から「352円」に見直すなど、下水道使用料の適正化を図るための議案が提出され、原案のとおり可決しました。この条例は、平成18年4月1日から施行されます。

◇羽村市水上公園、
羽村市スイミングセンターの
指定管理者を指定

水上公園の指定管理者を「大和興産株」、スイミングセンターの指定管理者を「大和興産株・特定非営利活動法人羽村市体育協会」とする議案が提出され、原案のとおり可決しました。

◇職員の給与に関する
条例等の一部を改正

この条例は、人事院および東京都人事委員会の勧告および、関連法律の改正を受け、「職員の給与に関する条例」ほか3条例の一部を改正しようとするもので、原案のとおり可決しました。

「職員の給与に関する条例」については、全給料表の給料月額を東京都の給料表に準じて引き下げとなりました。期末・勤勉手当については、国および東京都に準じ、年間支給月数を現行の4・4月から0・05月分引き上げ、4・45月とするものです。なお、年間給与の実質的な

官民較差是正のための所要の調整として0・08月分を減額し、3月期の支給は、差し引き0・03月分の減額となります。

◇議会の議員の報酬等に関する
条例、羽村市長等の給料等に関する
条例などを一部改正

議員および市長等の期末手当の年間支給月数について、「職員の給与に関する条例等」の一部を改正する「条例」に基づく職員との均衡を図るため、現行の4・4月から0・05月分引き上げ、4・45月とする条例が提出され、原案のとおり可決しました。

請願・陳情

- 9月定例会において要望書となった陳情
「『議長と一般市民との対話の場』構築に関する陳情書」
「議会本会議の映像録画或いは音声録音公開に関する陳情書」
- 12月定例会において要望書となった陳情
「汚染地下水の調査に関する陳情書」

あなたも傍聴してみませんか？

次回の定例会は3月です

定例会の初日は3月6日（月）の予定です。

なお、請願・陳情の提出は、

2月23日（木）までに議会事務局へお願いいたします。

行政視察レポート

私たち市議会議員は、特徴ある施策を実施してすばらしい成果をあげている自治体などを視察し、今後の羽村市の行政に反映すべく調査研究しています。
平成17年度に実施した各常任委員会の行政視察については、昨年11月に報告会を開催し、成果を発表しました。その概要をお知らせします。

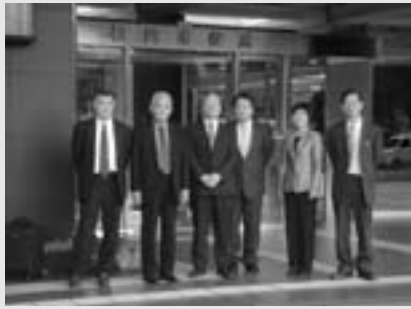
総務委員会

- 平成 17 年福岡県西方沖地震による被害状況、被災地復興支援策などについて

- 長崎市の平和教育について

視察日程 10月4日～6日

視察先 福岡県福岡市および市内
玄界島、長崎県長崎市



▲福岡市役所

経済委員会

- 構造改革特区（農村地域活性化特区）について
- 「人と防災未来センター」「震災後の区画整理事業によるまちづくり」について
- 野島断層と大地震を伝える構築物等について（北淡震災記念公園）

視察日程 10月17日～19日

視察先 兵庫県加西市、兵庫県神戸市および北淡震災記念公園



▲神戸市役所

厚生委員会

- 知的障害者通所授産施設「秀溪園」について
- エコマネーによる環境対策について
- NPO法人「余暇センターきたじま」について

視察日程 10月12日～14日

視察先 大分県武蔵町（知的障害者通所授産施設『秀溪園』）、大分県豊後高田市、佐賀県鹿島市



▲秀溪園

総務委員会

福岡県福岡市
福岡県西方沖地震による被害状況、被災地復興支援策などについて



▲玄界島の現地視察

- 目的
福岡県西方沖地震の被害状況を現地視察し、防災対策として羽村市でも取るべき対応を、地震前・地震直後・地震後の3つに分けて調べる。
- 視察地
①福岡市役所
②警固断層上のマンション被害
③最も被害の大きかった玄界島

○福岡県西方沖地震の概要
平成17年3月20日（日）午前10時53分頃

○震源地
福岡県西方沖

○地震の規模
マグニチュード7.0

○各地の最大震度
東区、中央区が震度6弱。
玄界島は震度計がなかったが、被害の大きさから、震度6弱以上と推測される。

○被害状況
死者1人、重傷者128人、全壊家屋141棟、半壊家屋309棟、一部損壊4千741棟、公共施設などの被害だけで総額242億円

○地震前の備え
福岡市は地震が少なく、水害対策には重点を置いていたものの行政も市民も地震の知識や耐震対策が十分ではなかった。

○地震直後の動き

行政では、30分以内に対策本部を設置し、2時間以内に玄界島に自衛隊派遣要請し、その日のうちに、玄界島島民は島外避難を開始し、災害救助法の適用決定。市民は身の安全を確保し、着の身着のまま避難所に移動。火災はなかった。

○地震後の対応

災害救助法による救助を開始。食事8万9千339食、毛布2千327枚等が配付され、福岡市長を本部長とする地震災害復旧・復興本部が中心となり、玄界島は「小規模住宅地区改良計画」を採用し、島全体の復興に努め、福岡市内中心部では国、福岡市、自己負担が同じ割合で、復旧に必要な費用を負担。心のケア等は専門家によって行われ、地域のつながりが強固になり、ボランティア登録が増えてきた。

○地震対策として学んだ事

地震による人的被害では、「自宅」での死亡が圧倒的に多く、身の安全の確保を最優先させることが重要です。防災グッズの準備、家具の固定、耐震診断・補強等の減災知識の普及、被災を想定した家族での対応の協議、行政の果たすべき役割などについての再検討の必要性を感じました。

○視察を終えて

実際に被害が大きかった場所に行き、足のすくむ思いがしました。今なお、玄界島の皆さまは仮設住宅暮らしを強いられ、子どもは福岡市内の中心部の学校に通わざるを得ない状況で、家族が離ればなれで生活せざるを得ないことが、住民の皆さまには一番苦しいとお話されてきました。震度5を超える地震が頻繁に起こっている現状の中で、いかにすれば被害を最小限にとどめることができるかを学んだ貴重な視察となりました。

長崎県長崎市

長崎市の平和教育について



▲長崎平和祈念公園にて

○視察目的

平成17年は戦後60年の節目の年として、羽村市でも平和啓発講演会が開かれました。広島市・長崎市では、毎年平和祈念式典が開かれ、子どもたちも多数参加して「平和のちかい」が述べられています。

○平和教育の三原則

被爆都市・長崎市を訪問し、長年実施している「特色ある平和教育」を学んできました。長崎市の平和教育は、「平和教育の三原則」に基づいて

進められており、「①平和教育の基本的なよりどころを、日本国憲法・教育基本法などの法令に示された『平和希求の精神』に求めるものとする。②児童・生徒の人格を、真に平和を希求する日本人として形成するために、平和に関する指導を通して、「生命尊重の態度」「人と人との望ましい人間関係のありかたの理解」「自然と人間とのかかわりについての理解」「芸術を愛し創造しようとする精神」などの平和に関する資質を啓培（知識などを得させ、教養ある人間に育てること）するものであること③学校での具体的指導は、学習指導要領に従い、各教科・道徳・特別活動および総合的な学習の時間で取り扱うものとする」と定めています。

- ①全校登校日の設定（8月9日）
- ②原爆資料館一日学習（全小 学5年生対象）
- ③原爆パネル写真巡回展（全中学校対象）
- ④被爆体験講話（全小・中学校で毎年1回）

全教職員に対しては平和教育研修が実施され、小・中学校1校ずつの組み合わせで、研究指定が実施されています。各小・中学校で、書写・保健体育・美術なども含めた各教科で取り組まれている平和教育の指導実践事例集が毎年作成され、全教職員に配布されています。

そして、「長崎市において、以上の基本三原則に基づいて、普遍的で、妥当な平和教育を推進する。この普遍性・妥当性を踏まえ、原爆被爆都市としての本市の特殊性

に使用されています。

○地域の中で子どもたちが参加する平和学習・平和教育

長崎市や教育委員会では、NGOなどと連携しながら、さまざまな地域活動を支援し、子どもたちの参加を促しています。

- ① 青少年ピースフォーラム
- ② 青少年ピースボランティア
- ③ 少年平和と友情の翼（沖繩の子どもたちとの交流事業）
- ④ 広島・長崎子ども会親善交流会
- ⑤ 平和をつなぐ子ども映画会・おはなし会
- ⑥ 原爆資料館の土・日無料開放（県内小・中学生対象）
- ⑦ 絵本「あの夏の日」の啓発

○今後、力を注ぐ課題

従来からの平和教育を推進しながら、今後、力をいれていく新しい課題もあります。①被爆者の高齢化が進んでいるので、被爆体験を正確に継承することが、一層大切に

なっています。聞き取り調査にさらに力を入れていきます。

②合併で新たに増えた小・中学校に、平和教育をひろげていきます。

○視察を終えて

昭和20年8月9日、長崎市に投下された原爆は、一瞬で7万3千884人の命を奪いました。爆心地直近の2つの国民学校だけでも、約2千700人の子どもたちが亡くなりました。この2校は、戦後の教育改革で小学校になり、平和教育のシンボル校になっています。

長崎から発信されている平和のメッセージを受け止め、常に忘れず将来世代へ継承していくことは、わたしたちの普遍的課題であると思います。

総務委員会行政視察メンバー

- 委員長 露木 諒一
- 副委員長 馳平 耕三
- 委員 門間 淑子
- 川崎 明夫
- 雨宮 良彦
- 中原 雅之

経済委員会



▲農家民宿での説明

兵庫県加西市 構造改革特区（農村地域活性化特区）について

○加西市の概要

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、人口は5万710人、行政面積は150.44平方キロメートルで、市内には二つの産業団地がありますが、大部分は市街化調整区域であり、その中で多くの農地が形成されています。

昭和42年4月1日に、北条町、泉町、加西町の3町が合

併して、現在の加西市が誕生し、「花と歴史と愛のまち」を基本目標としています。

○構造改革特区とは

地方公共団体や民間事業者などの自発的な立案により、その地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の地域を設けて、その地域の構造改革をすすめる地域経済の活性化を図ると共に、その成果を検証して全国的な規制改革につなげ、日本経済の活性化を図る目的でつくられた制度です。

○加西市での取り組み

- ① 産業集積特区（平成15年5月認定）
- ② 加西市幼児園特区（平成15年11月認定）
- ③ 加西市農村地域活性化特区（平成16年6月認定）

○農村地域活性化特区について

主に説明を受けたのは、農村地域活性化特区で、農家民宿における簡易な消防設備等

の容認と、特定農業者による濁り酒の製造、地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地の貸し付けが主な内容です。

農家民宿事業は、原始人会（平成17年現在15人）という団体で運営されており、スタートからの約2カ月間で160人程の利用客があり、濁り酒の製造事業では約8カ月間で150リットル（250本）の販売があつたそうです。

○終わりに
その効果が検証され、全国的に規制緩和されたものもありますが、特区により緩和された規制はささやかなもので、それ以外の面での規制が緩和されないため、酒造免許の取得や衛生管理などの問題が残っているそうです。

特区等の制度を利用して地域を活性化するためには、民間の自主的な発想と行動力が重要であると感じました。